

ドライバーのみなさんへ

おもしやり・ゆずりあい走行

～自転車もクルマのなかま～



自転車を怖がらせないよう
おもしやり・ゆずりあいを
もって走らなきゃ。

いつも気を使って
運転してくれて
ありがとう。

自転車は**車道左側通行** 歩道は例外※

こんな危険運転していませんか？

道路はみんなのものです。車道を通行する自転車に対し注意を払い、自転車を怖がらせたりしないよう、自転車側の立場に立ったおもしやり走行を心掛けましょう。

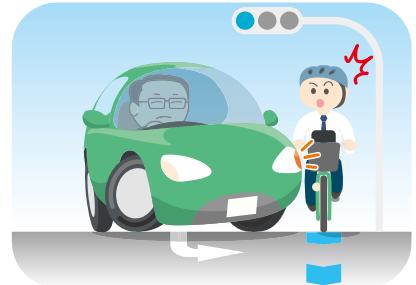
無理な幅寄せ



無理な追い越し



左折巻き込み



※歩道と車道の区別がある道路では、自転車は車道の左側を通行しなければなりません。ただし、次の場合は歩道の車道寄りを通行することができます。



歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合

運転者が幼児・児童（13歳未満）、高齢者（70歳以上）、車道通行に支障がある身体障がい者の場合

安全のため、歩道を通行することがやむを得ない場合
(道路交通法より)

矢羽根ってなに？

矢羽根とは、自転車の安全な通行を促すため、車道内に自転車の通行位置と方向を明示したものです。自転車利用者だけではなく、走行する自動車のドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を知らせるための法定外の路面表示です。

歩行者を気にせず
快適に走れます。



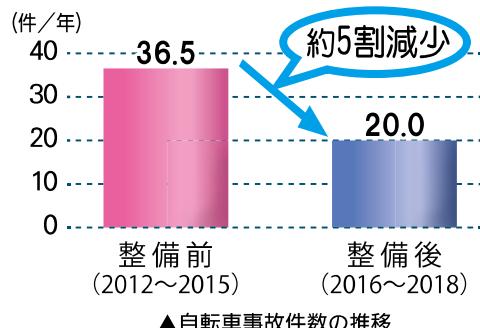
通学は毎日のことだから、とても安心です。



狭い道でも、矢羽根があるとクレマも注意してくれます。



矢羽根等を整備した路線では、自転車事故が半減！



※自転車通行空間整備済み路線（約23.4km）を対象

※出典：愛知県警から提供された事故統計データを基に豊田市が作成



立場が変われば他人事ではありません

自転車に乗るときに大切なこと



ぼくもルールをまもるよ！

- 自転車保険に加入しましょう（義務）
- みんなヘルメット着用
- 自転車の点検・整備をしましょう
- 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- 酒気帯び運転の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 傘差し運転の禁止

- 携帯電話等を操作しながらの運転禁止
- イヤホン等をつけて、周りの音が聞こえない状態での運転禁止
- その他交通ルールを守りましょう
 - ▶信号を守る
 - ▶交差点での一時停止と安全確認
 - ▶二人乗り運転や並走の禁止

※上記の項目については、「豊田市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で規定しています。また、条例では自動車及び原動機付自転車の運転者の責務として、自転車の安全に配慮して通行すること、自転車のそばを通行するときは、自転車との間に安全な間隔を保つよう規定しています。



豊田市

